

(総則)

第1条 本運営規程は公益社団法人十和田青年会議所の実質的充実に即し、その目的達成を容易ならしめるために公益社団法人十和田青年会議所定款に基づき組織運営等に関する原則を定める。

(役員の仕事に関する事項)

第2条 理事長は本会議所を代表し、所務を総理し、理事会を招集し、その議長となる。又、定款第30条に基づき総会を招集してその議長となる。

2 副理事長は、理事長を補佐し、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 各委員会の連絡及び運営を円滑ならしめる
- (2) その他の事項

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、かつ事務局を総轄して、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 庶務、文書、慶弔に関する事項
- (2) 事務局の総轄及び人事、給与等に関する事項
- (3) その他の事項

4 理事は理事長を補佐し理事会に出席して次の各号に掲げる事項を審議処理する。

- (1) 定款及び諸規程に関する事項
- (2) 総会及び例会に関する事項
- (3) 事業計画及びその実行並びに事業報告に関する事項
- (4) 会員の入退会並びに出席向上に関する事項
- (5) 委員会活動の助長及びその調整に関する事項
- (6) 委員会の編成及び設置改廃に関する事項
- (7) 新入会員の指導に関する事項
- (8) 予算及びその執行の監督並びに決算に関する事項
- (9) 現金預金の出納に関する事項
- (10) 会費の徴収及び資金に関する事項
- (11) 会計諸帳簿の記帳整理等会計に関する事項
- (12) 理事長の選任及び解任
- (13) その他事項

(常任理事会)

第3条 常任理事は理事長、副理事長、専務理事とする。特に理事長が必要と認める場合、理事会の承認の下、他の理事の中から常任理事を選任する事が出来る。

2 常任理事会は、次の各号に掲げる事項を審議処理する。

- (1) 理事会により委任された事項
- (2) 理事会に提出すべき事項

(3) 本会議所として緊急かつ即決を求められる事項。但し、その経過及び結果を理事会に報告しなければならない。

- 3 常任理事会は必要に応じて理事を出席させることができる。
- 4 常任理事会は毎月 1 回開催する。但し、常任理事より会議の目的である事項を記載した書面をもって要求があるとき、常任理事会の 1 週間前までに通知し招集する。又、常任理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 5 常任理事会は、理事長が議長となる。
- 6 常任理事会の定足数は、常任理事の過半数とする。
- 7 議決は、出席常任理事の過半数とする。

(例会、出席に関する事項)

第4条 例会は、原則として毎月 15 日に開催する。但し理事会の決議により会日を変更することができる。

- 2 正会員は例会、通常総会、臨時総会、所属委員会その他の本会議所が催す会合に出席しなければならない。
- 3 総会、例会、委員会における欠席、遅刻、早退する場合は予め届出るものとする。

(委員会に関する事項)

第5条 定款第 47 条に基づいて、本会議所の目的達成に必要な事項を研究、審議、実施するために委員会を設置する。

- 2 委員長は理事とし委員会を代表し、その活動を総轄する。副委員長は、委員の中から委員長の推薦により選任、委員長を補佐し委員会活動を円滑ならしめる。
- 3 委員会の構成は次の通りとする。

委員長 1 名
副委員長 若干名
委員 若干名

各委員会の会合には、他委員会より委員を派遣することができる。

(委員会の任務)

第6条 委員会の任務は総会において決定した事業計画の実施の推進体になる。又、委員会の設置は定款第 5 条の事業を目的とする。

(特別委員会その他)

第7条 本規程に定められる委員会のほかに社会事情その他の事由により、特に必要と認められる特別委員会、その他の機関を設ける事ができる。

(室に関する事項)

第8条 本会議所の長期、短期事業の企画実行のため又、委員会の事業を指導あるいは統轄するために必要と認められるときは理事会の決議に基づいて室を設置できる。

- 2 室には室長及び室員を置くことができる。

3 室長は理事をもってこれにあたる。

(正会員の所属に関する事項)

第9条 正会員は何れかの委員会・特別委員会・室に所属するものとする。

理事長・直前理事長・副理事長・専務理事・財政局長・事務局長・室長・顧問及び監事は何れの委員会にも所属しない。但し、本規程第7条により特別委員会、その他の機関を設置した場合又は、第8条により室を設置した場合は、監事を除いてこの限りではない。

(褒賞に関する事項)

第10条 次の事項により該当する会員は、常任理事会の決議により褒賞する。

- (1) 青年会議所運動に顕著な功績のあった者
- (2) その他褒賞にあたいする者

附則

本規程は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日より施行する。